

京都府新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（中間案）の概要

1. 改定の経過

- 京都府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、府行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）に基づき、平成 25 年に策定。
新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、府民の生命及び健康を保護し、府民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和 6 年 7 月に政府行動計画が抜本的に改正。府行動計画は、特措法により、政府行動計画に基づき作成するものと規定されており、政府行動計画の改定内容を踏まえ、今回改定を行うもの。

2. 改定のポイント

■ 平時の準備の充実

- 全体を 3 期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実
 - ・ 国・市町村、関係機関との連携体制を平時から構築
 - ・ 医療機関との協定締結等により、医療提供体制や検査体制等を迅速に立ち上げ
 - ・ 個人防護具等の備蓄やワクチン接種体制の整備など、平時からの準備

■ 幅広い感染症への対応と対策の機動的切り替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

■ 対策項目の拡充

- 対策項目を 6 項目から 13 項目に拡充し、内容を精緻化
 - ・ 検査やワクチン等の項目について、記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理

現行府行動計画の対策項目	改定府行動計画(案)の対策項目
(6 項目) ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥府民生活及び府民経済の安定の確保	(13 項目) ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬府民生活及び府民経済の安定の確保

3. 各対策項目の概要

(1) 実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高める。
- 有事には、対策の実施体制を強化の上、平時に構築した連携体制を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、府対策本部において対応方針を決定する。

<準備期>

- ・感染症対策の中核となる人材の確保・育成、実践的な訓練や研修の実施
- ・関係機関との情報共有・連携体制の構築

<初動期>

- ・初動対応、府対策本部の設置等、発生（疑いを含む）確認時の措置
- ・人員体制の強化準備、迅速な対策の実施に必要な予算の確保

<対応期>

- ・特措法に基づく総合調整、職員の派遣・応援

(2) 情報収集・分析

- 体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うため、平時から、効率的な情報の収集・分析体制を整備する。
- 有事には、国等による病原体の性状や発生状況等の分析に加え、府内の発生状況や府民生活及び経済の状況を把握し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断に繋げる。

<準備期>

- ・有事に備えた情報収集体制の整備、情報内容の整理や把握手段の確保

<初動期>

- ・リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施
- ・得られた情報や対策について、府民等に迅速に提供・共有

<対応期>

- ・流行状況やリスク評価に基づく対策の見直し

(3) サーベイランス

- 感染症危機管理上の判断に資するよう、平時から継続的に感染症サーベイランスを実施し、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握等を迅速かつ適切に行う。

<準備期>

- ・体制整備や人材育成、急性呼吸器感染症の流行状況の把握、発生状況の国等との共有

<初動期>

- ・患者の全数把握、入院者数等の収集、ゲノムサーベイランス等、有事のサーベイランスを実施

<対応期>

- ・発生状況に応じた適切な感染症サーベイランスの実施体制への移行

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 情報の錯綜や偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、府民等が適切に判断・行動できるようにする。

<準備期>

- ・発生状況や基本的な感染対策等についての平時から情報提供・共有
- ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

<初動期及び対応期>

- ・新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有
- ・コールセンターの設置等を通じた、双方向のコミュニケーションの実施
- ・対策の必要性や変更点・変更理由等について、科学的根拠等に基づき分かりやすく丁寧に説明

(5) 水際対策

- 国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等、対応の準備のための時間を確保するため、平時から関係機関との連携を強化するとともに、国が実施する検疫措置の強化や入国制限等の水際対策に協力を行う。

<準備期>

- ・研修や訓練等を通じた国や関係機関との連携・協力体制の構築

< 初動期及び対応期 >

- ・ 防疫措置や疫学調査、隔離・停留等について、検疫所等関係機関と連携・協力
- ・ 帰国後の居宅待機者等に対する健康監視の実施

(6) まん延防止

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、府民生活及び府民経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制する。
- 病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬の普及等、状況の変化に応じて、対策の切り替えを機動的に行うことで、府民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

< 準備期 >

- ・ 有事の対策強化に向けた府民等の理解や準備の促進、基本的な感染対策の普及

< 初動期 >

- ・ 感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応の確認等、対策の実施準備
- ・ 府内におけるまん延に備え、関係機関に対応の準備を要請

< 対応期 >

- ・ 患者や濃厚接触者への対応、住民に対する要請、事業者や学校等に対する要請等、まん延防止対策として実施する対策の検討・実施

(7) ワクチン

- 接種により、府民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数等を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。
- 医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

< 準備期 >

- ・ 流通体制の整備、医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備
- ・ ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた府民等の理解促進

< 初動期 >

- ・ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築

< 対応期 >

- ・ 府大規模接種会場の設置等、市町村の接種体制を補完する取組の検討・実施
- ・ 高齢者施設入所者等への接種体制確保等、接種体制の拡充

(8) 医療

- 平時から予防計画及び保健医療計画に基づき、関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、府民の生命及び健康を守る。

< 準備期 >

- ・ 研修や訓練、医療機関の設備整備等による対応体制の強化
- ・ 感染症対策連携協議会の活用、平時からの府内病院のネットワーク構築
- ・ 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保、宿泊療養施設の事前調整

< 初動期 >

- ・ 感染症の特徴や病原体の性状、診断・治療に関する情報等を迅速に提供・共有
- ・ 有事における医療提供体制の確保、相談体制の整備

< 対応期 >

- ・ 医療提供体制の段階的拡充、移送手段の確保、入院調整の一元化、臨時医療施設の設置や相談体制の強化等、時期や状況に応じた医療提供体制の構築

(9) 治療薬・治療法

- 健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、治療薬・治療法が重要な役割を担うことから、平時から、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- 治療薬・治療法の普及に向け、医療機関等に迅速に情報提供・共有する。

< 準備期 >

- ・ 医療機関等への情報提供・共有体制の整備
- ・ 感染症危機対応医薬品等の備蓄

< 初動期・対応期 >

- ・ 治療薬・治療法の普及に向けた医療機関等への情報提供・共有
- ・ 国と連携した治療薬の配分、流通管理及び適正使用要請

(10) 検査

- 必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えにつなげる。
- 機器や資材の確保、関係機関との連携構築等、平時から計画的に検査体制を整備し、発生直後より早期の検査体制の立ち上げを行う。

<準備期>

- ・検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保
- ・大学病院の検査部も含めた、関係機関との連携構築

<初動期・対応期>

- ・検体や病原体の迅速な搬送体制の確保
- ・国が実施するリスク評価に基づいた検査実施方針の決定・見直しへの対応
- ・検査実施の方針等に関する情報を、府民等に分かりやすく提供・共有

(11) 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、府民等の生命及び健康を保護するため、保健所、保健環境研究所、一元化により設置された各センター等において、検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援、情報提供・共有、リスクコミュニケーション等を行う。
- 平時から、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組むとともに、有事には、必要に応じて人員体制を拡充し、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、保健環境研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。

<準備期>

- ・多様な主体との連携、研修・訓練等を通じた人材育成、ICT活用等による業務の効率化
- ・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション、高齢者施設等における感染対策

<初動期>

- ・検査体制の立ち上げ、患者受入体制確保、入院調整体制構築等、有事体制への移行準備
- ・帰国者・有症状者等相談センターやコールセンターの設置

<対応期>

- ・感染症有事体制への移行、感染状況に応じた取組
- ・人員応援、業務の一元化等、体制支援・効率化
- ・有症状者等相談センター体制強化
- ・検査体制の拡充・見直し、積極的疫学調査の実施
- ・入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養への対応
- ・健康観察及び生活支援

(12) 物資

- 感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の円滑な実施が滞り、府民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

<準備期>

- ・需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を国が有事に円滑に行えるよう、関係機関との連絡や情報共有の体制を整備
- ・府・市町村等の感染症対策物資等の備蓄と、定期的な備蓄状況の確認
- ・医療機関・福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄の推進

<初動期・対応期>

- ・必要量の安定的な確保
- ・不足する医療機関等に対する個人防護具の配布
- ・国や事業者に対する必要な対応の要請

(13) 府民生活及び府民経済の安定の確保

- 平時から事業者や府民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。
- 有事には、準備期での対応を基に、府民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、府民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

<準備期>

- ・柔軟な勤務形態等の導入など、事業継続に向けた準備の推進
- ・府民や事業者等に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄の勧奨

<初動期・対応期>

- ・事業継続や感染拡大防止対策を事業者に要請
- ・生活関連物資等に関する消費者としての適切な行動等の呼び掛け
- ・要配慮者等への生活支援、教育及び学びの継続に関する支援
- ・事業者に対する支援、雇用への影響に関する支援